

のびのび放課後児童クラブ 令和9年度の利用募集について

【宮津・栗田・吉津・府中

のびのび放課後児童クラブ募集要項】

募集期間：令和8年10月1日(木)から
令和8年10月30日(金)まで

この募集要項をご確認のうえ、期間内に提出してください

※現在利用中の場合も、令和9年度の利用分について
改めての申込みが必要です。

※年度途中からの利用、長期休業期間中だけの利用を
希望される場合であっても、上記の申込期限までに
申し込んでください。

※今回の申込期限以降も随時「途中利用に係る申込み」
を受け付けますが、定員を超えている場合などは利用が
できないことがあります。

宮津市健康福祉部 子ども未来課

【お問合せ先】

〒626-8501 宮津市字浜町 3012 番地（ミッブル4階）

宮津市健康福祉部 子ども未来課 子ども福祉係

電 話 0772-45-1640（直通）

メール kosodate@city.miyazu.kyoto.jp

【令和9年度 宮津市放課後児童健全育成事業 利用募集要項】

1 のびのび放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）とは

のびのび放課後児童クラブは、児童の健全な育成を図るため、保護者が就労や疾病その他の理由で放課後等の昼間に家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供する事業です。

2 利用できる児童

◆宮津市内に住所がある小学校1年生から6年生の児童

◆授業終了後等の昼間、保護者(同一家庭内、同一敷地内に住む児童の親以外の親族を含む)の次の理由により、家庭教育が受けられない児童

- ① 家庭内外での就労による ② 病気療養中もしくは出産の前後である
- ③ 高齢(65歳以上)である ④ 家族が病気等で看護・介護が必要である

※放課後児童クラブは、保護者が安心して仕事に従事できるよう支援するための事業です。
※就労を支援するための事業のため、保護者の「趣味の講座」等を理由にした児童の受入れは行いません。また、集団生活に慣れさせるためや近所に遊び相手がない等の理由での利用はできません。また、利用承認を受け、名簿登録をしている場合でも、休日等で就労されていない時間は、家庭での見守りをお願いします。

※利用中に育児休暇等で仕事を休まれるときは、一度利用を中止していただき、仕事に復帰されるときに再度利用の手続きをお願いします。

※保護者等が責任をもって放課後児童クラブまで迎えに来てください。(土曜日・振替休業日、長期休業期間中の利用時には、弁当を用意のうえ、送り迎えをお願いします。)

※以上の要件に該当している場合でも、希望されるクラブが受入可能人数を超えたときや、お子様の支援の程度によっては利用をお待ちいただく場合があります。

3 のびのび放課後児童クラブと利用できる地域

宮津市では原則、通学している小学校により、利用できるのびのび放課後児童クラブを指定しています。

クラブ名	開設場所	定 員	対象児童
宮 津	宮津小学校	112名	宮津小学校の児童
栗 田	栗田小学校	35名	栗田小学校の児童
吉 津	吉津小学校	35名	吉津小学校の児童
府 中	府中小学校	35名	府中、日置小学校の児童

4 利用できる日・時間（開所日・開所時間）

◆通常期（学校休業日を除く月曜日～金曜日）

- ・下校時から午後7時まで

◆土曜日・振替休業日、長期休業期間中(春休み・夏休み・冬休み)

- ・午前7時30分から午後7時まで

5 利用できない日（閉所日）

◆日曜日・国民の祝日（※学校行事等で授業日であっても閉所します）

◆年末年始（12月29日～1月3日）

※その他必要と認めた日（気象警報発令時など）

6 児童1人当たりの利用料等

（1）利用料

◆通常期、土曜日・振替休業日、長期休業期間中について利用する場合

4月	5月	6月	7月	8月	9月
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	6,000円	4,000円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円

◆長期休業期間中についてのみ利用する場合

4月の 春休み	7月の 夏休み	8月の 夏休み	12月の 冬休み	1月の 冬休み	3月の 春休み
2,000円	2,000円	6,000円	1,000円	1,000円	2,000円

※兄弟姉妹2人以上が同時に利用する場合、2人目以降は半額となります。

※生活保護世帯、ひとり親家庭で市町村民税非課税世帯の場合は、利用料の減免を受けることができます。詳しくは、該当する世帯に申請についてのお知らせを送付します。

※口座振替により納付することができます。市役所または市内金融機関（京都銀行、京都北都信用金庫、京都農業協同組合、ゆうちょ銀行）に備え付けの口座振替申込用紙にご記入の上、金融機関で手続きをしてください。

（2）おやつ代（月額1,000円）

※毎月、利用する放課後児童クラブの支援員にお支払いください。

その他、行事などに係る費用をご負担いただく場合があります。

7 利用にあたっての申込方法

利用を希望される方で、現在利用している方は利用している放課後児童クラブに、

新たに利用希望の方は健康福祉部子ども未来課子ども福祉係（ミッブル4階）に、以下の①～③の書類を提出してください。郵送でも受付可能ですが、書類に不備があった場合は受付出来ませんのでご注意ください。今年度から電子申請でも受け付けます。

①宮津市放課後児童健全育成事業利用申請書 兼宮津市放課後児童健全育成事業利用受付時調査票 ⇒ 児童1人につき1枚ずつ提出してください。

②家族の就労等の証明書 ⇒ 提出が必要な方の数に応じて提出してください

（世帯分離にかかわらず）同居している20歳以上

65歳未満の家族すべての方についての証明書を

提出（兄弟姉妹での利用の場合は1組の提出で可）

（1）会社員、公務員、アルバイト・パート、自営業、漁業、農業等

…就労証明書

（2）その他：入院、出産、修学等…別途ご相談ください

（医師の診断書、母子手帳のコピー、在学証明書等を添付いただきます。）

※（1）については、兄弟姉妹の令和9年度の保育所等や幼稚園の申込みで提出される就労等の証明書がある場合は、その写しで対応します。

③利用誓約書 ⇒ 1世帯1枚ずつ提出してください。

（兄弟姉妹での利用の場合は世帯につき1枚の提出で可）

<利用にあたっての審査基準>

以下のことを踏まえて利用を決定します。（放課後、低年齢の児童が留守番を一人ですることがないよう、①～③の優先順位を設けていますので、兄弟姉妹の申込の際、年少の児童のみの利用となる場合があります。）

① 1年生、2年生、3年生・・・6年生の順（低学年から優先的に入所）

② ひとり親家庭

③ 学年が同じ場合は保護者の勤務日数や時間、児童と同じ校区内に祖父母が居住しているかなどを考慮し、優先順位を決定

○電子申請について：詳細は宮津市ホームページをご覧ください。